

# 税の申告はお早めに

**申告受付期間** 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く)

※申告期間の前半や週の初め、午前中は、申告会場の混雑が予想されます

問い合わせ 税務課 ☎④2231・藤岡税務署 ☎②0971

## 所得税の確定申告

### ■確定申告が必要な人

- ▽事業所得や不動産所得などがある人
- ▽土地や建物などを売った人
- ▽給与所得と退職所得以外の所得の合計が年間20万円を超える人
- ▽雑所得などがある人(年金収入が400万円を超える人など)
- ▽給与年収が2000万円を超える人
- ▽転職などを除き、2カ所以上から給与をもらっている人

### ■還付申告

- ◎次に該当する人は、申告すれば平成28年中に源泉徴収された所得税が戻ることがあります
- ▽給与所得や退職所得のある人で、医療費控除・寄附金控除・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受けられる人

▽28年中に途中で退職した後、再就職しなかった人で年末調整を受けていない人

## 市県民税の申告

市県民税の申告は、29年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料などの算定基礎や所得証明などの基礎資料になります。

◎次に該当する人は市県民税の申告は不要です

- ▽所得税の確定申告をする人
- ▽給与所得のみ(年末調整済み)の人で、医療費控除などの所得控除の適用を受けない人。ただし、2カ所以上から給与をもらっている人は申告が必要な場合があります
- ▽公的年金所得のみで、社会保険料控除などの所得控除を受けない人

## 申告の時に必要な物

	所得税	市県民税
収入など	▷印鑑▷給与所得や公的年金などの源泉徴収票の原票(コピー不可)▷事業所得などがある人は収支の内訳書▷申告者本人名義の口座番号の分かる物▷マイナンバー関係書類(※1)	▷印鑑▷源泉徴収票や事業所からの給与支払証明書など収入の分かる物▷事業所得などがある人は収支の内訳書▷扶養する人に収入がある場合は収入が分かる物▷マイナンバー関係書類(※1)
社会保険料控除など	28年中に支払った▷社会保険(任意継続)▷国民年金保険料▷生命保険料▷地震保険料などの支払い証明書	
医療費控除	28年中に支払った医療費の領収書(28年中に支払った医療費と高額療養費や入院給付金などで補てんされた金額をあらかじめ集計して申告時に提出してください)	
障害者控除	障害者手帳または障害者控除対象者認定書(※2)など	
寄附金控除	寄附した団体などからの受領書	
住宅借入金等特別控除	▷住民票の写し▷登記簿謄(抄)本▷請負・売買契約書の写し▷住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書	※所得税の確定申告をした人と、年末調整済みの人は市県民税の申告は不要です

(※1) 28年分以降の確定申告などにはマイナンバーを確認できる書類が必要になります。申告会場には  
・マイナンバーカード(写真付き)  
・マイナンバーを確認できる書類(通知カードなど)+本人の身分確認書類(運転免許証など)  
のどちらかを持って来てください

## 年金所得者の申告の簡素化

公的年金などの収入金額が年間400万円以下で、かつその年の公的年金などの所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です。

◎次に該当する人は所得税の申告が必要で

- ▽外国からの公的年金などを受給している人
- ▽医療費や保険料などの控除を受ける人(申告することにより源泉徴収された所得税が戻ることがあります)。また還付は無くても市県民税の税額が減額される場合もあります。その場合は市県民税の申告

告を行ってください  
※詳細は問い合わせください  
問い合わせ 税務課

## e-Taxで自宅から申告

インターネットを使って申告するe-Tax(イータックス)なら、確定申告期間中は自宅からいつでもパソコンで申告・納税などの手続き



## その他

次の場合はふるさと納税のワンストップ特例が適用されません。寄附した自治体が発行する受領書を持って来てください。  
▽医療費控除などの申告を行う場合

ができ、大変便利です。  
また還付金の振り込みが早く、一部の添付書類も省略されます。  
e-Tax利用に必要な物 電子証明書・公的個人認証サービスに適應したICカードリーダーライタ  
詳しくは、国税庁ホームページで確認してください(www.nta.go.jp)  
問い合わせ 藤岡税務署

▽5カ所を超える自治体に寄附した場合  
問い合わせ 藤岡税務署



## 申告受け付け会場

### ■確定申告および市県民税の申告受付

高額療養費に該当する人は、必ず高額療養費の手続きを済ませてから医療費控除の申告をしてください。

会場 市役所第1会議室

時間 午前9時～11時  
午後1時～4時30分

※午前8時より前の来庁は、庁舎内の通行の妨げなど支障がでる場合がありますので控えてください

問い合わせ 税務課 ☎④2231

◎次に該当する人は市役所では申告できません。藤岡税務署で申告してください

- ▷過去(27年分以前)の申告をする人
- ▷青色申告をする人
- ▷消費税を申告する人
- ▷土地や株などの売買のあった人(土地収用の特例経費を適用する場合を除く)
- ▷譲渡損失(繰越損失を含む)の申告をする人
- ▷雑損控除の申告をする人
- ▷住宅借入金等特別控除の申告で、借入金が連帯債務の場合など
- ▷準確定申告(死亡した人の申告)をする人

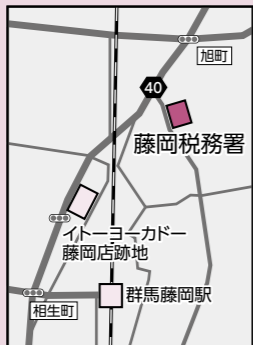
### ■確定申告の受付

会場 藤岡税務署

時間 午前9時～午後5時

問い合わせ 藤岡税務署 ☎②0971 = 自動音声案内

※還付申告は、2月15日(水)より前でも藤岡税務署窓口で受け付けています



## (※2) 障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書

障害者手帳のない人でも、寝たきり高齢者や65歳以上で身体障害者・知的障害者に準ずると認定される本人とその扶養者は申告時に「障害者控除対象者認定書」を提示することにより控除を受けられます。認定書は要介護認定の資料を基に市で判定し、該当となる人には申請により市が無料で発行します。(交付には申請から一週間程度かかります)

障がいの状態に変化がない期間は認定書を継続して使用できます。すでに認定書が発行されており判定区分に変更がない場合は、以前発行された認定書を提示してください。

申請・問い合わせ 介護高齢課 ☎④2294